

5. (Gno.9) 英米の近時の刑事立法の研究

代表: 中野目 善則

1985/10/25(承認)1986 年度(開始)

【研究の目的】

米国 Comprehensive Crime Control Act of 1984.

英国 Police and Criminal Evidence Act & Crown Prosecution Act.

上の二つの法律を始めとして、英米では近時刑事立法が整備されている。各法律の内容を正確に可能な限り早い時期に、従来の法状況をふまえながら、紹介、解説することが本研究の目的である。